

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月まで

A 区から国民年金の加入通知があり、父が、A 区役所で、私の国民年金の加入手続と未納分の保険料を全部納付する手続を行い、約 1 年半分の保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が「今後、このようなことが無いように。」と申立人に約束させて、1 回だけ約 1 年半分の国民年金保険料を納付してくれたとしており、申立人の母は、申立人の父が国民年金保険料を納付してきたと申立人に伝えたその場に居合わせたと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 7 月 18 日の時点で、申立期間は過年度となるが、申立人は、申立人の父が A 区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、A 区では、区役所は過年度保険料を収納することはできないが、52 年当時は手書き用の納付書を備えていたので、過年度についても納付書を作成することができたとしている上、同年には、既に、区役所庁舎内に郵便局及び銀行の窓口が置かれていたため、庁舎内で過年度保険料を納付することができたとしていることから、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付のきっかけは国民年金の加入通知であると主張しているところ、A 区では、昭和 51 年及び 52 年当時、国民年金への加入勧奨を行っていたとしていることから、申立人の主張と符合する。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料については申立人自身が継続して納付しているとしているところ、申立期間以外に未納は無く、国民年金被保険者台帳によると昭和 52 年度から 58 年度までの保険料は現年度に納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 590 (事案 366 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 38 年 4 月ごろ、出会った御婦人から国民年金に加入した方がよいとアドバイスを受けた。その方の御主人が銀行に勤めていたので、国民年金への加入を勧めてくれたと思う。その後、夫が加入手続を行い、保険料を納付したので、私の年金記録が消されているのはおかしい。

先の申立ては認められないとの通知を受けたが、当時の状況を知る方やその御婦人を知る方がいるので、その方たちにも話を聞いた上で再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫は国民年金への加入手続及び保険料納付について具体的なことは覚えていないとしていること、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 50 年 2 月 24 日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入者は加入手続を行った時から国民年金に加入することとなり、さかのぼって保険料を納付することができないこと、申立人が 38 年 4 月から 44 年 3 月まで在住していた B 市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実が確認できなかったこと、申立人は 45 年 8 月以降、住所を変更しておらず、A 市において申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人の所持する昭和 49 年度の「国民年金印紙代金納期限通知書兼領収済通知書」においても、任意加入被保険者資格を取得する前の昭和 50 年 1 月以前の期間については、斜線が引かれ、国民年金保険料を納付できなかったことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通

知が行われている。

今回、申立人が昭和 38 年に国民年金への加入を勧められたとされる人物から当時の状況を聴取したが、申立人の主張を裏付ける供述を得ることはできなかったほか、オンライン記録によると、申立人が国民年金への加入を勧められた際にその場に居合わせ、申立人と同時期に国民年金に加入しているはずであるとされる別の人物は、昭和 42 年に国民年金に加入していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によって、申立期間のうち、B 市に在住していたとする昭和 38 年 4 月から 44 年 3 月までの期間に、同市において国民年金手帳記号番号を払い出された者を確認したが、申立人の氏名は無く、同市において申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫は、昭和 44 年 4 月に B 市から A 市に転入した際及び A 市 D 町から同市 E 町に転居した際には、国民年金に関する手続は何ら行っていないと述べていることから、申立期間のうち、A 市に居住していた期間について国民年金保険料を納付していたとする主張には不合理な点が見られる。

加えて、申立人が所持する、昭和 49 年度の「国民年金印紙代金納期限通知書兼領収済通知書」の昭和 50 年 1 月以前の期間に斜線が引かれていることについて、申立人の夫は、同年同月以前の保険料は納付済みであったことから斜線が引かれたものであり、当該通知書はそれまで納付していたにもかかわらず改めて納付書が届いたために不審に思い保管していたものか、又は保険料の額が変更となったために届いたものであると主張しているが、当該通知書に記載されている国民年金手帳記号番号は同年 4 月に A 市で払い出されたものであり、その際の種別は任意加入被保険者となっている。任意加入被保険者は、自ら加入手続を行った日から被保険者となることができることから、当該通知書は、申立人が同年 2 月に国民年金への加入手続を行ったことにより発行されたものとみることが相当である。

その上、口頭意見陳述においても、申立人の主張を推認できるまでの周辺事情は認められなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの期間、42年12月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年6月まで
② 昭和42年12月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで

若いころは年金に関心が無く、母に任せきりだった。詳しいことは一切分からないが、母が、私の国民年金を管理していたので保険料を納めていたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の母は既に他界しており、申立人自身は直接関与しておらず、申立人からは具体的な供述が得られず、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月に払い出されており、その時点で申立期間①のうち、38年9月以前の保険料は時効により納付できない期間である上、国民年金被保険者台帳によると、申立期間①直後の40年7月から42年8月までの国民年金保険料は、同年10月に一括納付されていることが確認でき、一括納付した時点で申立期間①はすべて時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、結婚後の申立期間②及び③については、申立人の母が、申立人の妻の国民年金保険料と共に納付していたとしているが、申立人の妻の当該期間の保険料も未納となっている。

加えて、申立人は、昭和35年8月以降、A市以外に住居登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から47年1月まで
私の国民年金保険料は、父に渡していたお金の中から納付してもらっていたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずと主張している一方で、申立人の父が国民年金保険料を納付していたのか明確な記憶があるわけではないと述べており、申立人の父は既に他界しているなど、国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、A社会保険事務所（当時）によると、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、B町（現在は、C市）作成の国民年金保険料納付状況調兼整理簿においても、申立期間当時同居していたとする申立人の父母については氏名及び納付記録が記載されているが、申立人についての記載は無く、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事実は確認できない。

さらに、申立人は、2名分の保険料を納付していたことを確認できる書面を見たことがあり、申立期間当時、申立人の母は厚生年金保険に加入していたはずなので、それは申立人と申立人の父の分であったとしているが、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人の父母は国民年金に加入し、保険料も納付済みとなっていることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年2月まで

10年ほど前に未納の通知が来たので、母がまとめて国民年金保険料を納めてくれた記憶がある。申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市からB町（現在は、C市）に転入した平成10年9月以降に、国民年金保険料が未納である旨の通知が来たので、申立人の母が保険料をまとめて納付したとしており、同時期において、保険料をまとめて納付したのは1回だけであるとしているが、申立人がA市からB町に転入した同年9月時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、オンライン記録によると、申立人の同年4月から同年10月までの保険料は、同年10月20日に一括納付されていることが確認できる。

また、申立人の保険料をまとめて納付したとする申立人の母によると、まとめて納めた金額については、はっきり覚えていないが、その金額には「9」という数字が含まれていた記憶があるとしているところ、申立期間の保険料納付に要する金額は12万3,000円となる一方、申立人の記録において、平成10年10月20日に一括納付された金額は9万3,100円である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。